

今こそ受精卵移植！ 牛白血病防除への活用 ③後継牛生産

県立総合技術研究所畜産技術センター 育種繁殖研究部 森本和秀氏

【ここまでのまとめ】

牛白血病について、8・9月号の内容をまとめます。

- ① 牛白血病の95%はウイルスによって広がり、一度感染すると一生涯ウイルスを保持する
- ② 発症すると予後不良(消瘦、乳量減少)になる
- ③ 発生(発症)頭数は増加傾向にある(平成15年県内で2頭 → 平成25年 24頭)
- ④ 吸血昆虫や初乳を介して水平感染する
- ⑤ 子宮内感染や産道感染により垂直感染する

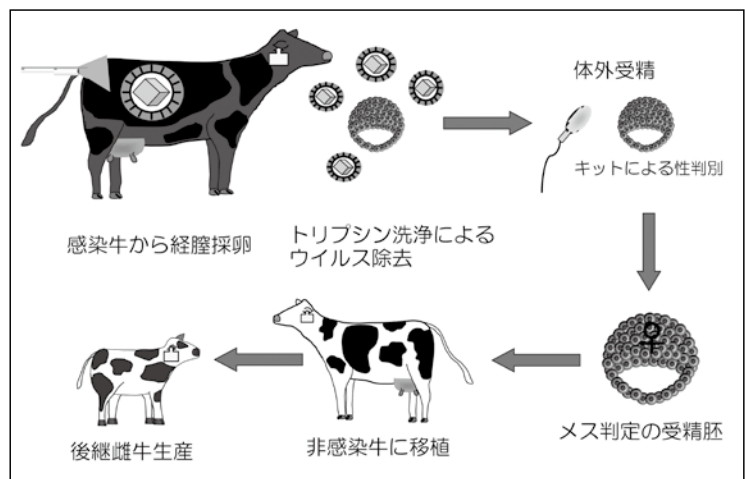
このような特徴を有するため、農場内に感染牛がいると水平・垂直感染が起きることによって徐々に感染率が高くなる可能性があります。

【子宮内感染の予防方法としての受精卵移植】

牛白血病ウイルスは卵子に感染しないとされていますが、母牛が感染していれば子宮内感染や産道感染などにより、子牛が感染してしまう恐れがあります。そのため、農場を清浄化するには感染牛の淘汰・更新が必要です。一方、酪農経営においては、能力の高い牛の後継牛を保留し、牛群の改良を進める必要があります。

そこで能力の高い牛白血病感染牛から卵子を採取し、体外受精してできた受精卵の雌雄判別を行い、雌と判定された受精卵を非感染牛に移植する方法をとります(図)。こうすることで、牛白血病の垂直感染を防ぐと同時に後継雌牛の確保ができ、感染牛の淘汰と牛群の改良が同時に進められます。

図 牛白血病感染牛からの後継雌牛生産



【総合的な防除対策が必要です。まずは検査を】

牛白血病は、ウイルスに感染しても長期間無症状のことが多く、気づかぬうちに牛群内に感染が広がっていることが少なくありません。まずは血液検査によって感染牛を把握する必要があります。その上で、感染牛の計画的な淘汰・更新と水平感染の予防を行います。新たな感染牛の増加を防ぐことができれば、感染率を徐々に下げることが可能です。

譲り受けたし

種子播種後の転圧ローラー



種子播種後の「転圧ローラー」を探しています。
使用されず、安価で譲り渡しが可能な方は、
西部事業所(電話：0826-72-2193)まで連絡願います。



森税理士の「ちょっと気になる税務のはなし」

アグリビジネス・ソリューションズ株式会社
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口
事業推進課 経営指導相談係
■問い合わせ先
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

相続が発生した場合の手続き(2)

先月に引き続き「相続の手続き」に関する話題です。前月は①必要な届出、②決算処理の方法、③減価償却費の計算、④「準確定申告」について触れました。今月は、相続の税務に触れます。

1. 消費税の取扱い

消費税について、相続の場合は納税義務を継承しますので、相続があった年の基準期間(前々年)における被相続人(親)の課税売上高が1千万円を超える場合、相続があった日の翌日以後、その年分の相続人(子)の納税義務は免除されません。

これに対して、生前の経営継承の場合、継承者(子)は新規開業の形になりますので、継承者には基準期間の課税売上高がないことになり、課税事業者を選択しない限り、開業した年とその翌年は「免税事業者」となります。

2. 相続税

相続があった場合、一般には、相続人間において遺産分割協議書を作成して、これに基づいて相続手続きを行うこととなります。土地や家屋については、相続による所有権移転の手続きによって、所有者の名義を変更します。

相続した財産が基礎控除額を超える場合には、相続税を納めなければなりません。現行の税制では、基礎控除額は「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」になります。このため、相続税を納めなければならないのは全体の相続件数の4%程度と言われていましたが、課税対象者を広げるため、平成23年度の税制改正ではこの基礎控除額を「3,000万円+600万円×法定相続人数」に引き下げることが決まっています(平成27年1月1日以降適用)。

税率構造の変更点につきましては、国税庁ホームページより引用しておきます。(下記表：参考：国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp/>)

生前に経営継承する場合は、「相続時精算課税制度」を活用する方法があります。先々月の情報で触れておりますが、再度掲載しておきます。

3. 相続時精算課税制度の活用

親の年齢が65歳以上になっている場合は、相続時精算課税制度を活用する方法もあります。相続時精算課税制度を選択すると2,500万円までであれば贈与があっても課税されません。相続時精算課税制度とは、平成15年度税制改正により創設された制度で、贈与段階での課税について相続時の精算を前提にした概算払いと考え、贈与税を大幅に軽減したものです。贈与者が65歳以上の親、受贈者は20歳以上の子(推定相続人)の場合が制度の対象となります。

相続時精算課税制度と暦年課税のいずれかを選択するかは受贈者(子)が行い、特別控除額は複数年にわたって利用できます。なお、贈与財産の価額の合計額が特別控除額の2,500万円を上回る場合には、上回る部分の金額に一律20%の税率による贈与税が課税されます。相続時精算課税制度により贈与するのは搾乳牛や農業用機械、棚卸資産が主体となりますが、農業用の不動産を含めても2,500万円以内になるときは、不動産も贈与財産に含めた方が良いでしょう。

なお、平成25年度税制改正により、相続時精算課税制度の適用要件について、受贈者の範囲に20歳以上である孫を加えるとともに、贈与者の年齢要件が60歳以上に引き下げられ、平成27年分以降の贈与から適用されます。

○ 最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

各法定相続人の取得金額	〔改正前〕	税率	〔改正後〕	税率
～ 1,000万円以下		10%		10%
1,000万円超 ～ 3,000万円以下		15%		15%
3,000万円超 ～ 5,000万円以下		20%		20%
5,000万円超 ～ 1億円以下		30%		30%
1億円超 ～ 2億円以下		40%		40%
2億円超 ～ 3億円以下				45%
3億円超 ～ 6億円以下		50%		50%
6億円超 ～				55%

※ 「各法定相続人の取得金額」とは、課税遺産総額(課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額)を法定相続人の数に算入された相続人が法定相続分に応じて取得したものとした場合の各人の取得金額をいいます。